

公の施設の運営等  
諮問・答申・進捗状況について

(参考資料)

# 目 次

1. 恵那南地区中学校あり方検討委員会 . . . . . 1
2. 恵那市ごみ処理施設整備検討委員会 . . . . . 5
3. ささゆりの湯運営検討委員会 . . . . . 15
4. 介護保険施設運営検討委員会 . . . . . 19
5. 恵那市公立病院等の在り方検討委員会 . . . 23
6. 小規模教育検討委員会 . . . . . 35

恵那南地区中学校あり方検討委員会 様

恵那南地区における適正な中学校のあり方に関する提言について（依頼）

恵那市の小中学校は、幼年人口減に伴う児童生徒の減少により、小規模化が進むとともに複式学級を余儀なくされる学校が増える傾向にあります。

小規模な学校は、個別指導や人間関係が深まりやすい等の良さをもっている一方で、子供たちに社会性を身につけさせ、豊かな教育水準・望ましい教育条件を確保していくことが困難と考えられます。

この状況に対して、次代を担う子どもたちにとって、望ましい教育環境はどうあるべきかという、新たな方向性を見出す必要があります。

現在、国や県・他市においては、少子化に対応すべき学校規模の適正化について検討されています。恵那市においても恵那市総合計画（H18～H27）に学校の小規模化に対応する教育のあり方についての研究が位置づけられ、小規模教育検討委員会からの報告書（H21年12月）では、恵那市の小中学校の適正規模条件として「小学校は学年単学級規模、中学校は学年複数学級規模」を考えるとされています。また、適正規模からみた恵那市の中学校のあるべき具体的姿の中で、恵那南地区の中学校のあり方についても、統合を視野に入れた地域協議を進めていくことが望ましいと判断されています。

つきましては、恵那南地区中学校の①適正配置条件②学校の統合について審議のうえ、平成27年3月までに提言をいただきますようお願い申し上げます。

平成26年6月6日

恵那市教育委員会

## 恵那南地区中学校あり方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 少子化に伴う生徒数の減少を踏まえ、恵那南地区の中学校(以下「中学校」という。)のあり方を検討するため、恵那南地区中学校あり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を恵那市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提言するものとする。

- (1) 少子化に対応した今後の恵那南地区中学校のあり方に関すること。
- (2) 前項に掲げるもののほか、必要な事項。

### (組織)

第3条 委員会の委員の定数は、30名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小中学校代表
- (2) 地域協議会代表
- (3) 自治連合会代表
- (4) 中学校 PTA 代表
- (5) 小学校 PTA 代表
- (6) 保育園保護者会代表
- (7) その他教育委員会が認める者

3 委員に欠員が生じたときは、速やかに委員を補充するものとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、第2条に規定する提言を行った日までとする。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要と認めたときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (会議の傍聴)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に自己の氏名、住所及び年齢を記入し、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校再編対策室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月28日から施行する。



## 恵那市ごみ処理施設整備検討委員会の設置について

## 1. 委員会の設置趣旨、要綱説明

## ①趣旨

- ※ 3R（リデュース：発生抑制、リユース：再利用、リサイクル：再生利用）推進によるごみ減量化と処理施設のあり方を検討します。
- ※ 平成15年4月稼動から10年が経過し、維持管理費の高騰、施設稼動の遵守期間、施設停止時の支障などの課題があります。
- ※ 清掃施設などの建設は、短期間に建設に至らないことを考慮します。
- ※ ごみ処理の方法、施設の内容・規模、処理方式、建設候補地などについて新施設が環境と安全に最大限配慮した「市民と地域に受け入れられ、親しまれる施設となるよう。」様々な視点から検討していきます。
- ※ 現在、操業中の「エコセンター恵那」の施設についても、検討していきます。（現状把握、今後のあり方、施設建設経緯、RDF炭化物製造の判断など）

## ②要綱説明

なお、広報7月1日号で委員を公募しています。

## 2. 基本事項について

## ①開催の頻度

原則として2ヶ月に1回の予定

- ※ ただし、会議の進捗状況などにより変更はあり得ます。

## ②開催の時間帯

委員のみなさまのご都合により、決定させていただきます。

## ③会議の形態

会議は、原則として公開で開催し、傍聴は、自由とします。資料なども、特別な事情がある資料を除き、希望者に配布します。また、会議の概要、資料・議事録の要約などを恵那市ホームページなどに掲載します。

- ※ 委員名簿の公表をみなさまに、ご了解お願いします。
- ※ 傍聴は、会議室の都合により人数に制約があります。

## ④市民意見の取り扱い

恵那市ホームページなどに市民意見の募集を設けます。

- ※ いただいた意見は、整理したうえで随時、公表します。なお、個々の意見への直接回答は、行わない予定です。整理したうえで主な意見と委員会の審議結果、環境課の回答として、恵那市ホームページなどに掲載します。

恵那市ごみ処理施設整備検討委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 恵那市のごみ処理施設（以下「施設」という。）整備の推進に際し、市民及び知識経験を有する者から意見を広く取り入れるため、恵那市ごみ処理施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 施設整備に関する基本構想の策定に係る条件等の整備に関すること。
- (2) 施設整備に関する基本構想案の策定に関すること。
- (3) 施設整備に係る候補地の選定及び事業手法の検討に関すること。
- (4) 地域振興策の推進、情報収集及び連絡調整に関すること。
- (5) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各地域自治区代表者
- (3) 市民を代表する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 前項第3号に規定する者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったとき、その他やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱の日から所掌事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

4 委員会の会議要旨は原則公開とする。ただし、委員会の決定によりその全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

**第7条** 委員会の庶務は、水道環境部環境課において行う。

(その他の事項)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

#### 附 則

この告示は、告示の日から施行する。

## 検討委員会スケジュール（案）

第1回 平成25年8月27日（火）

- ・検討委員会スケジュールについて
- ・現状の把握と課題について

第2回 平成 年 月 日（ ） 10月上旬頃

- ・施設視察 エコセンター恵那、瑞浪市クリーンセンター、土岐市環境センター

第3回 平成 年 月 日（ ） 12月中旬頃

- ・地域に受け入れられる施設とは（環境面・景観面・進入路等周辺整備・その他）
- ・ごみ処理方式について

第4回 平成 年 月 日（ ） 2月下旬頃

- ・施設の整備内容について【焼却施設・リサイクル施設・最終処分場・既存延命】
- ・候補地の選定条件、選定方式、選定数について

第5回以降 平成 年 月 日（ ） 4月以降

- ・候補地の絞込み

・  
・  
・  
・

第 回 平成 年 月 日（ ）

- ・候補地の選定
- ・事業スケジュール（案）の説明

第 回 平成 年 月 日（ ）

- ・まとめ

最終は、平成26年度内までの検討結果を以て、検討委員会の報告書を市長に提出。

恵那市ごみ処理施設整備検討委員会

中間報告書(案)

平成26年 3月

恵 那 市

表 1-1 中間処理施設の概要

名 称	エコセンター恵那(ごみ燃料化施設)	恵那市リサイクルセンター
所 在 地	恵那市長島町久須見1013番地1	恵那市長島町久須見1013番地1
敷 地 面 積	22,423m <sup>2</sup>	8,415m <sup>2</sup>
建 築 面 積	工場棟+管理棟:3,358m <sup>2</sup>	施設面積:3,000m <sup>2</sup>
延 床 面 積	ごみ燃料化施設:4,293m <sup>2</sup> 管理棟:約1,307m <sup>2</sup>	作業棟720m <sup>2</sup> 、資源ストックヤード553m <sup>2</sup> 、倉庫17m <sup>2</sup> 、コンテナ洗浄保管施設45m <sup>2</sup> 、事務所73m <sup>2</sup>
処 理 方 式	ごみ固形燃料化・炭化方式	不燃・粗大ごみ:破碎選別処理 資源ごみ:圧縮・梱包・保管処理
処 理 能 力	ごみ燃料化施設:90 t/15h(改造前42t/8h) (RDF炭化設備:72 t/24h(改造前21t/10h)) ※平成21年度に連続運転化改造	破碎:4.5t/日、金属プレス機:189 t/日 ペットボトル減容機:300kg/時間 アルミ缶プレス機180kg/時間
処 理 対 象	RDFごみ、可燃性粗大ごみ、選別可燃物	粗大ごみ・不燃ごみ・資源ごみ
着 工	平成13年6月20日(改造:平成21年6月23日)	平成8年8月12日
竣 工	平成15年3月31日(改造:平成22年3月19日) 平成22年4月1日より24時間稼働化	平成9年3月28日
運 転 管 理 体 制	直営	直営

表 1-2 最終処分場の概要

名 称	恵那市一般廃棄物最終処分場	恵那市恵南一般廃棄物最終処分場
所 在 地	恵那市笠置町毛呂窪榎杭地内	恵那市山岡町大字下手向字二百山地内
総 面 積	12,000m <sup>2</sup>	6,713m <sup>2</sup>
埋 立 面 積	4,410m <sup>2</sup>	4,860m <sup>2</sup>
埋 立 容 量	20,389m <sup>3</sup>	24,220m <sup>3</sup>
埋 立 期 間	未供用	平成5年度～
埋 立 方 法	セル方式(即日覆土)	セル方式(即日覆土)
工 期	着工:平成20年12月 竣工:平成22年 3月	着工:平成3年12月 竣工:平成4年11月
運 転 管 理 者	直営	直営

## 5. 可燃ごみ処理方式の決定

### (1) 検討対象とする処理方式

可燃ごみ等を処理する方式には、図 5-1 に示す種類があります。

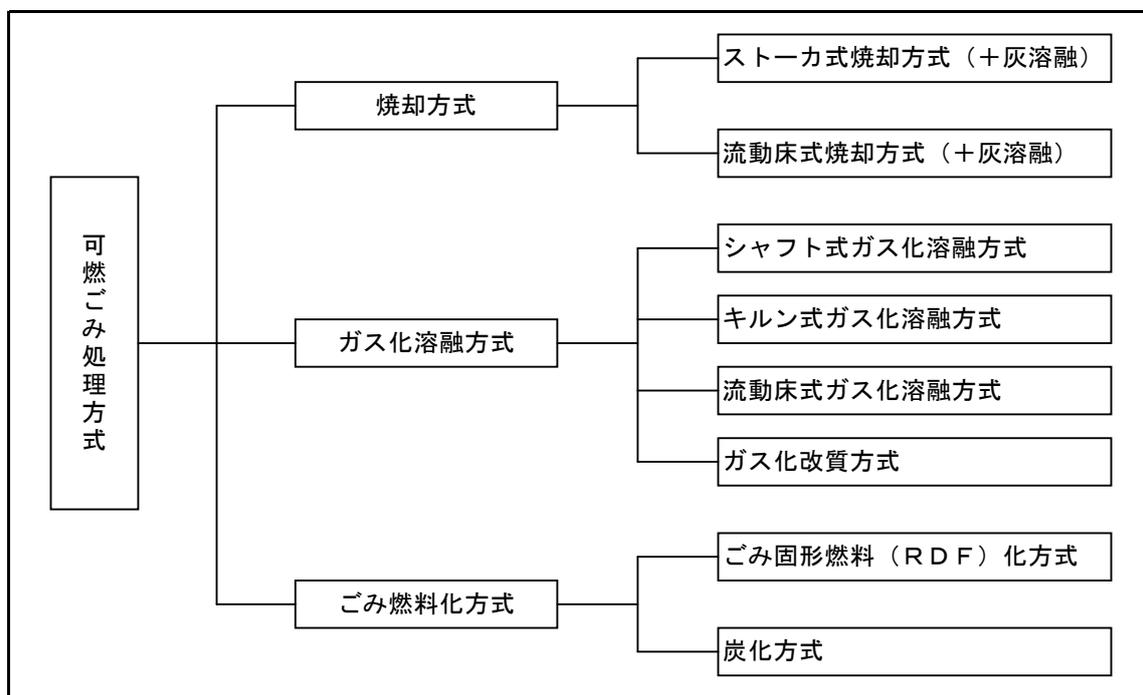


図 5-1 可燃ごみ処理方式の種類

流動床式焼却方式は、ストーカ式焼却方式に比べて飛灰発生量が多く、流動床式ガス化溶融方式の普及により近年での採用事例は少なくなっており、キルン式ガス化溶融方式、ガス化改質方式及び炭化方式も近年での採用事例はほとんどないことから、検討対象から除外します。なお、RDF化方式についても、近年での採用事例は少なくなっていますが、本市では現施設において来年度から炭化処理をやめ、RDF化処理を行うことから検討対象とします。

従って、可燃ごみ処理方式として以下の4方式を検討対象とします。

#### ■検討対象とする処理方式

- ◇ ストーカ式焼却方式
- ◇ シャフト式ガス化溶融方式
- ◇ 流動床式ガス化溶融方式
- ◇ ごみ固形燃料 (RDF) 化方式

以上の4方式について、各方式の資源化率、最終処分率、必要面積、発注実績及び経済性について比較検討を行います。

#### (4) 可燃ごみ処理方式の決定

処理方式の決定に当たっては、評価項目の小分類に応じて評価点を決め、更に各評価項目の重要度に応じた重み付けを設けることで、各処理方式の評価を点数化し処理方式を決定しました。

##### ① 評価項目小分類の配点

小分類の配点は1～3点とし、最も評価の高い方式を3点、最も評価の低い方式を1点としました。

##### ② 評価項目の重み付け

重み付けは①資源循環性、②環境保全性、③処理の安定性・信頼性、④経済性の4項目の合計を100とし、①、②をそれぞれ15、③、④をそれぞれ35としました。

処理方式の採点に先立ち、各委員に各処理方式の評価項目小分類の採点を行って頂き、集計した結果を次頁に示します。

なお、集計は各委員の評価項目小分類の採点をそれぞれの小分類ごとに合計し、人数で割ることで小分類毎の平均点を算出しました。この平均点に評価項目毎の重み付けを乗じて、更に総合評価点が100点満点基準となる様に換算して、総合評価点を算出しました。

以下に採点結果を示します。

表 5-3 総合評価結果

可燃ごみ処理方式	総合評価点
ストーカ式焼却方式	86.9
シャフト式ガス化溶融方式	57.4
流動床式ガス化溶融方式	56.0
RDF化施設	51.8

以上の総合評価結果より、**ストーカ式焼却方式**にて今後の検討を行っていくものとします。

次頁にごみ処理方式の採点結果表を示します。

## 6. 建設用地の選定方法について

### (1) 建設用地の選定方式

建設用地の選定方式には、以下に示す「直接選定方式」、「委員会選定方式」及び「公募選定方式」の3方式があります。

#### ① 直接選定方式

行政が主体となって建設候補地を抽出し、用地選定基準の設定や建設候補地の絞り込みを行ったうえで、地域住民との合意形成を図り、建設用地を選定する方式です。

#### ② 委員会選定方式

住民代表者や学識経験者などから構成される建設用地選定のための委員会を設置し、委員会が主体となって建設候補地の抽出、用地選定基準の設定及び建設候補地の絞り込みを行い、最終候補地を市長に報告（提言）する方式です。

委員会では、検討内容を情報公開するとともに、一般市民からの意見を募集し応募意見を候補地選定に反映及び活用することになります。

#### ③ 公募選定方式

建設候補地を公募により募集し、その中から建設用地を選定する方式です。

応募にあたっては、土地所有者である個人ではなく、自治会内での合意形成を条件としている事例が多くなっています。

また、応募資格や応募条件の設定、候補地選定基準の設定及び候補地選定については、行政が主体となって行う場合と、委員会方式により行われる場合があり、委員会方式の内容は②と同様になります。



平成 26 年 4 月 22 日

恵那市長 可知 義明 様

くしはら温泉ささゆりの湯運営検討委員会

委員長 鎌田 満

副委員長 三宅 明

## くしはら温泉ささゆりの湯の施設及び運営における検討結果報告書

当委員会は、くしはら温泉ささゆりの湯の施設及び運営について検討するために、平成 24 年 6 月 25 日に第 1 回の検討委員会を開催し、延べ 6 回の検討委員会を行ってまいりました。

検討委員会では、現在、稼動している柿畑源泉（1 号）・峯源泉（2 号）の湯量の減少に伴う施設の在り方や、維持管理経費がかかりすぎているなどの意見が寄せられました。

反面、くしはら温泉ささゆりの湯の施設があることにより、「マレットゴルフ場」「グランドゴルフ場」「オートキャンプ場」「くしはらマレットハウスいっぷく直売所」「ささゆりの里（売店、喫茶店）」などの施設が利用され、くしはら温泉を含む施設一帯には年間に 17 万人の来場者が訪れ、2 億 1 千万円の売り上げ収入があるところです。

こうしたことから、くしはら温泉ささゆりの湯は、町の活性化、雇用の創出、経済効果が図られていることも事実であり、無くてはならない施設であるとも言えます。

しかしながら、今後も、今までどおりの運営体制を続けていけば、市の補填額は増加する一方であることも事実であります。

このことから、将来的に安定した温泉の供給を確保して、経営の安定化を図ることを目的として、平成 25 年 11 月に、くしはらマレットハウスいっぷく横で、深さ 150m の試験掘削を行いました。そして、温泉と認められるフッ素イオンの検出を期待しましたが、残念ながら、温泉適合基準値には達しませんでした。

しかし、温泉と認められる成分は検出されなかったものの、毎分 90ℓ の水量を確保できたことは成果があったと考えられます。

以上のことを踏まえたうえで、当委員会で検討した結果を、下記のとおり報告いたします。

## 記

1. 今後、柿畑源泉（1 号）・峯源泉（2 号）の 2 つの源泉を維持管理していくことは、経費がかかり過ぎることから、1 つの源泉で運営していくことが望ましい。
2. 今回、新たに試験掘削した井戸水は、その活用方法を検討し、1 つの源泉になる時期に併せて有効活用することが望ましい。
3. 温泉施設のリニューアルは、入館者の増加が期待でき、ひいては温泉施設の経営の安定化に繋がることから、有利な過疎債が担保されている期間内において、早急にリニューアルを行って、お客様の満足度の向上を図ることが望ましい。
4. ささゆりの湯の経営にあたる指定管理者に、経営ノウハウにすぐれた専門知識を有する人材を配置すること。

## くしはら温泉ささゆりの湯運営検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、くしはら温泉ささゆりの湯（以下「温泉施設」という。）の施設（設備を含む。以下同じ。）及び運営に関し検討するため、くしはら温泉ささゆりの湯運営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その検討した結果を市長に報告するものとする。

- (1) 温泉施設の運営方針に関すること。
- (2) 温泉施設の施設整備に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域組織関係者
- (3) 経済団体関係者
- (4) 地域住民
- (5) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、検討結果の報告書を市長に提出したときまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (オブザーバー)

第6条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、専門的な知識又は経験を有するものとする。
- 3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、専門的見地から審議

に関する助言又は協力を行なうものとする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

ただし、委員委嘱後の最初の委員会は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、串原振興事務所振興課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。



平成 25 年 1 月 21 日

恵那市長 可知義明 様

介護保険施設運営検討委員会  
委員長 神尾 寛和

## 介護保険施設運営検討委員会報告書

特別養護老人ホーム福寿苑及び介護老人保健施設ひまわりの2施設の運営のあり方について、介護保険施設運営検討委員会で検討しました結果を、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1. 2つの施設の役割について

団塊世代が高齢者となり少子高齢化が進む中、介護サービスの必要性は今後ますます高まっています。とりわけ、特別養護老人ホーム福寿苑、介護老人保健施設ひまわりは、市民にとってより身近で安心できる施設であり、なくてはならない施設です。

今後も、この2つの施設が、将来にわたって経営が安定し、安心できるサービスを提供できるよう、両施設の存続と充実を望むものです。

#### 2. 行財政改革と施設経営

一方、市を取り巻く社会経済状況は、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少に伴う税収減、合併後の地方交付税優遇措置の段階的な縮小・廃止など、非常に厳しい財政状況にあります。平成 23 年 3 月にまとめられた「恵那市総合計画後期計画（H23-27）」や「第 2 次恵那市行財政改革行動計画（H23-27）」では、持続可能な市政を目指すために、施設の統廃合、職員の適正化、事業費の縮小等の方針が示され、その対応は介護施設である福寿苑やひまわりにおいても着手されようとしています。このような行財政改革のなかで、2つの施設の将来計画を示し専門職員を確保し、専門性を備えた施設として経営体制を確立することは非常に困難であると考えられます。

#### 3. 地域福祉の将来像と行政の役割

国の行財政改革の流れによって、行政が関わりを持たなければならない福祉サービスのあり方が大きく変化しています。また、行政が担わなければならない新たな課題も生まれてきています。なかでも、第 5 期恵那市高齢者福祉計画に示されている地域包括支援センター機能の充実、高齢者虐待の防止や成年後見制度等の権利擁護、介護予防・認知症予防事業の実施、高齢者サービスを提供する事業者の指導、監督、連絡調整等は、行政が強力に推進しなければならない基幹的な課題です。「民間に出来ることは民間に、行政でしか出来ないことは行政で」を理念として、行政の責務遂行に期待します。

#### 4. 施設の運営主体のあり方について

二つの施設の方向性については、①市直営を継続する、②指定管理者制度で公立民営化を行う、③民間移譲により完全民営化を行う、以上の三点が考えられます。委員会では様々な角度から検討を行った結果、市直営については行財政改革の中で専門性の維持が困難であること、民間移譲は市民の間に不安が残ること等の結果、行政が関与をしつつ民間活力を導入する指定管理者制度を選択する、苦渋の判断をしました。

しかし、指定管理によって施設経営の安定と利用者のサービスの向上に繋がる必要があります。指定管理にあたっては、経営理念、指定期間、大規模改修の財源、地元地域で果たす役割、地元住民の優先入所、管理者選定の厳正な審査方法、指定後の評価・指導方法等、更なる検討が必要であると考えます。

#### 5. まとめ

介護保険施設運営検討委員会では、白熱した議論を繰り返し、指定管理者制度を導入しないとこれからこの2つの施設の運営を継続していくことは難しい、という方向に概ねまとまりました。

しかし、委員の意見には「市直営の継続」を強く押す声もあります。これらの委員の意見としては、①職員の雇用に関すること、②地元住民の優遇に関すること、③サービス低下への懸念等があります。これらの不安や疑問は、二つの施設を建設し、守り育て続けてきた地域の人々の思いではないかと考えます。市当局におかれては、これらの意見を今後とも大切に、市民の納得が得られるよう説明責任を怠らないよう切望します。

また、市が指定する指定管理者には、効率性、合理化、利潤を優先した経営ではなく、これまでと同様、市民の目線に合わせた経営を行うよう、指導監督が必要であると考えます。

恵那市介護保険施設運営検討委員会設置要綱

(設置)

**第1条** この要綱は、特別養護老人ホーム福寿苑及び上矢作福寿苑老人短期入所施設（以下「福寿苑」という。）並びに恵那市介護老人保健施設ひまわり（以下「ひまわり」という。）の運営等の在り方について検討するため、恵那市介護保険施設運営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 福寿苑及びひまわりの運営及び再編指針に関する事。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 施設利用者の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(オブザーバー)

**第7条** 委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、専門的な知識又は経験を有する者とする。
- 3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、指導、助言等を行うことができる。

(作業部会)

**第8条** 委員会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、次の事務を行う。
  - (1) 委員会から指示された事項の調査、検討等
  - (2) その他委員会を円滑に運営するための必要な事務
- 3 作業部会の長は、市民福祉部高齢福祉課長をもって充てる。
- 4 作業部会は、福寿苑職員、ひまわり職員、高齢福祉課職員等をもって充てる。

(ワーキンググループ)

**第9条** 委員会は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループは、作業部会の事務を補佐し、専門的な調査研究を行う。
- 3 ワーキンググループの構成員は、作業部会の長が指名する。

(庶務)

**第10条** 委員会の庶務は、市民福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この告示は、平成22年9月27日から施行する。

恵那市公立病院等の在り方検討委員会

---

報 告 書

---

抜 粋

平成23年7月22日

# 第1章 委員会の目的

## 1. 委員会設置の目的

平成16年10月に旧恵那市、岩村町、山岡町、明智町、串原村、上矢作町の1市4町1村が新設合併し、新恵那市が誕生して7年目。この間、市の中核的医療機関としての市立恵那病院と国保上矢作病院の二つの市立病院と、地域医療を実施する六つの診療所の医療の在り方について、各方面から意見をいただいている。

合併協議会では、合併の調整方針として「恵那病院及び上矢作病院ならびに各診療所については、将来に亘り現行の業務体制及び運営形態を引き継ぎ、福祉の充実のため、地域医療の基本施設としてさらに充実を図る」ことで確認され、「新市まちづくり計画」の主要施策として「地域医療・救急体制の充実」を進めてきた。

平成19年12月、市議会の病院対策特別委員会では、中核医療機関として市立恵那病院と国保上矢作病院の二つの市立病院、地域医療を実施する六つの診療所の将来の在り方について研究がなされ、今後の病院運営の方向性として、「病院統合と併せ国保診療所を病院附属診療所（サテライト施設）として位置付け、医療スタッフ、医療機器の効率的、弾力的運用を図るとともに、療養病床が削減されるなか、更なる高齢化への対応として、老人医療施設等介護施設などを併設し、国保上矢作病院で進めている、保健・医療・福祉（介護）の地域包括ケアを提供できる体制を構築することが望まれる。」との報告がされている。

平成22年度の市民意識調査によると、医療機関（病院・診療所）や緊急医療体制（夜間・休日・救急）を重要な施策として挙げる市民は非常に多く、市民の関心が高いだけに、医療機関におけるサービスの充実に対する期待には大きいものがある。しかしながら、二つの病院とも施設の老朽化が著しく、早急に整備を要する状況でもある。

本市を取り巻くさまざまな変化に対応した見直しを行い、恵那市総合計画後期計画の中では、医療機関の充実や救急体制の整備を重要な施策として「病院施設・設備整備事業」を実施するため、医療施設の再整備計画と地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提供していける経営の在り方を、市民レベルで検討する「恵那市公立病院等の在り方検討委員会」の設置に至り、病院のほか診療所を含めた市内の医療体制について検討を行うものである。

## 第5章 まとめ、基本方針

### 1. 病院

#### (1) 病院整備方針

市立恵那病院の耐用年数の経過や耐震性の問題、また、診療科等の充実により恵那市の中核病院として先立って再整備を行う。今後の高齢化の進展を考慮すると、市街地への移転がもっとも良いと考えられるが、土地の確保等を考え、病院事業地に隣接する場所が市有地であり、将来的な機能拡大を考慮しても、現在の敷地は病院建設するためには十分な余裕があると判断できる。また、土地購入費用が不要になる等、建設に関係する費用を抑えることができる。

国保上矢作病院は、平成16年度に耐震補強工事を終了している。しかし、施設の老朽化も進むため、今後の人口減少や高齢化、医療スタッフの確保、へき地医療拠点病院としての役割などを総合的に勘案して、再整備を行う。その場合は、移転することが望ましい。

市内の医療体制は1次医療や救急体制を課題として、市内の限られた医療資源を活用していくように、公立医療機関はもとより開業医とも、連携と役割分担を図ることが必要である。

#### (2) 診療科

##### ■現在の診療科

市立恵那病院	国保上矢作病院
内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・老年内科・小児科・外科・消化器外科・呼吸器外科・肛門外科・整形外科・婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・救急科・放射線科・リハビリテーション科 18 診療科	内科・呼吸器内科・消化器内科・小児科・外科・消化器外科・呼吸器外科・肛門外科・整形外科・リハビリテーション科・麻酔科・放射線科 12 診療科

高齢化の進展で、さらなる慢性疾患の増加が予想される中、近隣の医療機関との連携をしても、不足すると推測される診療科の充実は必要となる。

市立恵那病院を再整備する場合の診療科は、市内に無い産婦人科の設置を目指す。産婦人科は全国的に専門医の集積が進み、医師の確保はもとより、小児科医の増員や助産師、看護師等のスタッフを確保するなど、出産年齢が上がり出産に関するリスクが高くなっている中で、小児科の充実を含め出産チームとしての編成が必要となってくる。産婦人科の設置は不採算が予想され、市からの繰り入れが必要となってくる。

市民意識調査では、安心して子どもを産み育てるため、産科と小児科医療を充実してほしいという強い要望があるものの、これらのことから勘案して、東濃東部での産婦人科の充実を図ることが現実的であるとの意見であった。そこで、東濃東部での地域周産期母子医療センターの設置については、中津川市と協議が必要である。

近隣には透析医療の導入施設が無い場合、診療科に腎臓内科と入院機能について、国保岩村診療所にある恵那市透析センターの維持透析機能の在り方と併せて、検討する必要がある。

救急対応に必要な脳外科や循環器系疾患については、新たな診療科を設けるのではなく、近隣の医療機関と機能分担を行い「病病連携」の充実を図る。

2次医療機関としての使命である、救急患者の受け入れや入院患者の診療を最重要課題とし、1次医療機関である「かかりつけ医」診療所との「病診連携」の充実を図る。

### (3) 病床規模

#### ■現在の病床数

病院名	一般	結核	療養	合計
市立恵那病院	148 (28)	10	41	199
国保上矢作病院	34 (4)		22	56
合 計	181 (32)	10	63	255

( ) の数値は内亜急性期病床

病床規模は、急性期病床を中心に、亜急性期病床等、地域の医療ニーズの高い病床の設置も含め想定することとするが、現況の病床数を基本病床数とする。

市立恵那病院を再整備する場合の病床機能は、結核病床について年間平均の患者数が2.2人と減少しているため、県への医療機能の移行を目指す。療養病床については、国県の施策や方向性をみると、介護保険施設への機能分化が進むと予想されるなど、医療と介護の連携の中で検討をする。

開放型病床は、患者にとってかかりつけ医としての診療所など、1次医療機関との間で一貫性のある医療を継続できる利点があり、一般病床の中に開放病床を設置する。また、産婦人科病床の設置やそれに伴う小児科病床の増設、その他の診療科の充実による病床の増の場合においても、現況の病床数を勘案して決定する。

#### (4) 施設整備方針

市民に必要なサービスを提供するため、施設を整備する場合は次のようにする。

##### ①救急医療機能の整備

対応可能な2次救急医療機関の役割を果たすために、必要な医療機器を購入し、救急医療機能を整備する。また、現在実施している病院群輪番制、在宅当番医制度の充実強化のための整備を行う。

##### ②リハビリテーション施設の整備

術後等の早期社会復帰、高齢者の寝たきり防止、他の医療機関からのリハビリ患者の受け入れができるリハビリテーション施設を整備する。

##### ③訪問看護ステーションの整備

病院として必要な在宅支援事業として、病気や障がいを持った人が住みなれた地域や家庭で、その人らしく療養生活を送ることができるように、看護師や理学療法士等が生活の場へ訪問し、看護ケアを提供し療養生活を支援する。

##### ④健診の充実

市民の生活習慣病の受療を分析すると、5疾病といわれる「がん」「脳卒中」「急性心筋梗塞」「糖尿病」「精神疾患」の疾患が多い傾向にある。その対策として、生活習慣病などの該当者の早期発見と適切な保健指導のために、充実した健診機能を設ける必要がある。さらに、動脈硬化検査や乳がん、胃がん等のがん検査を含めた人間ドック機能の充実を図る。

##### ⑤医療情報システムの整備

医療安全の確保、医療サービスの質の向上、医療機関における医療情報の管理と活用の効率性および経済性の向上のため、医療情報システムの整備を図る。

##### ⑥人に優しい病院建設

施設を利用する全ての人に対して、快適な空間を提供する。また、利用者のプライバシーの確保に配慮する。

##### ⑦環境に配慮した病院整備

エネルギーの効率的な利用および環境保全を考慮し、地球温暖化防止に貢献できる病院を整備する。

##### ⑧災害に強い病院

災害時には多くの被災者への対応が予想されるため、災害により病院機能そのものが停止をすることが無いよう災害に強い病院とする。

## (5) 運営方針

### ①医療の安全確保

医療安全管理委員会を中心に、各委員会の医療安全推進体制を有効に機能させるよう取り組む。

### ②地域医療連携の推進

地域医療を支援する病院としての「病診連携」「病病連携」を、積極的に推進する。

### ③病院の質的向上

病院の質的向上のため、第三者機関の病院機能評価の認定更新、高度専門医療の提供に取り組む。

### ④患者サービスの向上

温かく心のこもった医療や看護を提供するため、全ての患者が心地よく利用して、治療に専念できる環境づくりや職員の対応の向上に努める。

### ⑤健全経営

良質な医療を長期的に提供していくため、経営基盤の安定を図り、健全な経営を行う。

## (6) 運営形態

市立恵那病院については引き続き指定管理者制度による運営とし、国保上矢作病院についても引き続き国民健康保険の直営施設として、地方公営企業法の一部適用により運営する。

地方公営企業法に基づき地方公共団体が経営する病院は、基本的には独立採算で運営できることが理想とされている。ただし、公立病院の役割として、不採算部門や高度医療など地域住民の健康を守るため、採算性のみを追求することができない現状がある。このことから、一般会計からの繰り出しは地方公営企業繰り出し基準等によるものとし、効率的で効果的な病院運営を行うこと。

## (7) 建設地

建設地の一般論としては、患者や家族が利用しやすい場所、公共交通網が整備されているか整備可能である場所、防災や災害対策の観点から病院そのものが災害により機能を停止することが無いような場所、用地取得費や造成費等の費用が高額にならない場所などが挙げられる。

市立恵那病院を再整備する場合は、現在の病院に隣接する市有地を整備して移転す

る。国保上矢作病院を再整備する場合は、病院を運営しながら建て替えることが困難なため移転を検討する。

## 2. 診療所

診療所は、医療機関の無い各地域に設置開設されたものであり、地域住民の健康保持・福祉の向上を図るための医療機関である。引き続き、市立恵那病院、国保上矢作病院との「病診連携」を推進し、利用者が身近でより適切な治療を受けることができる医療機関としての運営を望む。

また、国の医療制度改革が進む中で診療所経営は益々厳しい状況にあり、平成20年度から国民健康保険特別会計（施設勘定）を国民健康保険診療所事業会計（公営企業会計）に移行し、経営の視点の確立、限られた資源の活用に努めている。今後も医療と連携した保健、福祉の需要にも積極的に対処し、地域住民が利用しやすく、親しまれ、信頼される診療所となるよう努める必要がある。

### ①国保三郷診療所

昭和28年に開設した国保三郷診療所。現在の施設は、昭和60年3月に完成し26年が経過している。三郷地区の医療を中心に、地域の健診事業や予防接種、学校医として住民の健康保持に努めている。

今後も引き続き、住民の健康保持に努めるとともに、高齢化が進む中で在宅医療の充実にも努める。また、住民が安心して医療サービスを受けることができるように、市立恵那病院との「病診連携」を推進する。

### ②国保飯地診療所

昭和29年に開設した国保飯地診療所。現在の施設は、昭和58年3月に飯地公民館・診療所として完成した。飯地地区唯一の医療機関として、地域医療や健診事業、予防接種、学校医として住民の健康保持に努めている。

今後も引き続き、地域医療の充実を図り、住民の健康保持に努める。

### ③国保岩村診療所

昭和28年国保直営の病院として開設されたが、施設の老朽化等により昭和55年には19床の入院施設をもった国保診療所として開設された。現在は、平成20年に入院施設を廃止し、平成21年度より診療所内に恵那市透析センターを開設。市外遠隔地まで通院されている患者の利便を図るとともに、地域住民の健康保持に努めている。

住民のニーズが高まっている地域医療の充実に向け、「病診連携」を進めるとともに、上矢作病院訪問看護ステーションとの連携を密にし、在宅医療や訪問リハビ

リテーションの充実を図る。また、当透析センターへの患者を受け入れるために、医師・看護師等のスタッフの確保を進める。

#### ④国保山岡診療所

昭和 45 年に開設、平成 16 年 5 月に保健・福祉・医療・介護の拠点施設「健康プラザ」に移転。町内唯一の医療機関として、住民の健康の保持増進に努めている。

平成 21 年度から、内科医師 1 人を市立恵那病院に委託し、恵那病院との連携の中、各種検査の充実を図っている。今後も連携を強化しながら、地域住民の健康保持に努める。

歯科については、当時の住民の要望から整備され、予防医療の重要性から歯科保健事業に力を注いで現在に至っている。今後も、国保診療所の歯科として、国保上矢作歯科診療所との連携により限られた資源を活用し、医療サービスを提供する。介護保険等々医科の医師との連携を図るとともに、歯科保健事業については、市の予防事業に貢献し歯科衛生の向上を図る。

#### ⑤国保串原診療所

昭和 62 年に開設。平成 23 年度からは、週 1 回、毎週火曜日の午後診療を実施している。医師については、所長として大島医師および国保上矢作病院に委託し実施。無医地区であり、高齢者や交通弱者の方のためにも、串原地区唯一の診療所として今後も運営していく必要がある。また、診療日以外については、串原振興事務所を窓口とし地域に密着したサービスを提供していく。

#### ⑥国保上矢作歯科診療所

昭和 58 年に、地域の歯科医療を確保するため開設。上矢作地区唯一の歯科医療機関として、歯科衛生の向上や地域住民の「予防と診療の一体的提供」に貢献している。今後ますます高齢化の進む中、交通弱者である高齢者が、地域で歯科医療を受けるのに必要な診療所である。

また、国保山岡診療所の歯科との連携により限られた資源を活用し、医療サービスを提供する。介護保険等々医科の医師との連携を図るとともに、歯科保健事業については、市の予防事業に貢献し歯科衛生の向上を図る。

また、当歯科診療所運営経費について、平成 22 年度恵那市外部評価試行委員会の評価があり、「恵那市公立病院等の在り方検討委員会で、今後の在り方を検討しながら継続」という結果が出された。本委員会では、「国保上矢作歯科診療所は直診で、国保の保険料を払っていてもなかなか満足に歯科医療を受けられないという過疎地に建てられている。上矢作地域の住民の公平、公正な歯科医療のサービスを考えると、そこに歯科診療所は必要である。」という意見があり、おおむね合意された。

## 付帯意見

恵那市公立病院等の在り方検討委員会で取りまとめた報告書のほか、医療の在り方の範囲を若干超えているため、結論に至れなかった下記の二つを付帯意見として付記いたします。

### ○医療と公共交通

当委員会の主催による恵那市公立病院等の在り方フォーラムで、各地域協議会の代表者から「病院への直通バスや送迎バス、市内を巡回する福祉バスの運行などにより、高齢者でも通院の利用がしやすい交通体系を整備してほしい」といった意見をいただきました。

病院や診療所への交通アクセスの改善について、市全体の交通政策の中で検討を願います。

### ○医療と介護の連携

市においても高齢化が今後さらに進展する中、医療と介護においては、それぞれの役割分担や連携の構築が重要な課題であります。

岐阜県医療費適正化計画の中では、医療保険が適用される医療型の療養病床を再編する考え方が示されており、現在ある市立恵那病院の41床と国保上矢作病院の22床の療養病床についても、介護保険事業への機能移行が進むと予想されます。このような状況の中、医療と介護の役割分担や連携について、十分な検討を願います。



恵那市公立病院等の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

**第1条** この要綱は、恵那市公立病院及び診療所（以下「公立病院等」という。）の整備計画及び地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提供していける経営の在り方を検討するため、恵那市公立病院等の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、公立病院等の整備計画及び経営の在り方を検討し、その検討した結果を市長に報告するものとする。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 恵中医師会及び恵南医師会代表
- (3) 恵那市公立病院院長
- (4) 恵那市行政委員会関係者
- (5) 地域組織関係者
- (6) 経済団体関係者
- (7) 福祉団体関係者
- (8) 恵那市国民健康保険運営協議会代表
- (9) 市民団体関係者
- (10) 公募委員

(任期)

**第4条** 委員の任期は、検討結果の報告書を市長に提出したときまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

**第6条** 委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、専門的な知識又は経験を有する者とする。

3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、専門的見地から審議に関する助言又は協力を行うものとする。

(会議)

**第7条** 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員委嘱又は任命後の最初の委員会は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(関係者の出席)

**第8条** 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、恵那市医療管理部病院管理課において処理する。

(委任)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この告示は、告示の日から施行する。

**平成24年4月1日 廃止**

恵那市の小規模教育検討事項

報 告 書

抜 粋

平成21年12月

小規模教育検討委員会

## 1 はじめに

### (1) 恵那市小規模教育検討の趣旨及び目的

小規模化する本市の学校と教育が今後あるべき姿を検討し、学校の小規模化によって生じる教育上・学校運営上の諸問題を解消し21世紀の新しい教育に対応できる教育環境の総合的な整備を図ることを目的とする。

学校関係者・地域住民の合意形成を図りながら、教育行政面を考慮しつつ、公立学校の教育の充実、教育環境の公平性の二つの観点に沿って学校適正配置の必要性を検討する。

### (2) 「小規模教育検討委員会」への検討事項

第1回「小規模教育検討委員会」において、教育委員会より、以下の3点についての検討が依頼された。  
(「小規模教育検討委員会」検討依頼より抜粋)

小規模教育検討委員会 様

## 恵那市の小規模教育検討事項について

今日の教育は、生きる力（思考力、判断力、行動力、健全な心身）の学力観にのっとり教育しているところであるが、社会性の欠如や学力低下の問題が議論されている。このことは、全国的な傾向のみでなく恵那市においても重要な教育課題である。

今後、21世紀を生きる恵那市の子どもにとってどのような教育環境が必要とされるのか。また、生涯学習の基礎を培う義務教育は、どうあるべきか恵那市の実態を踏まえて、広く議論が必要とされている。中でも、近年の少子化に伴い恵那市でも児童・生徒数は減少を続けている。それに伴い、市内全体に小規模化が進み複式を有する小学校も複数出てきている。また、完全複式の小学校も増加してきている。今後の推計では、児童・生徒数の減少は進み続ける。そこでは、「児童・生徒にとって今まで通りの充実（教育の充実、教育環境の公平性）した学校教育を受けることができるかどうか。」が懸念される状況も予想される。

とりわけ、この少子化の流れが生み出す教育環境の変化が前述した社会性の欠如や学力低下の問題を顕著化させる要因であることも少なからず考えられる。

以上の理由から、以下の3点を検討委員会で検討をし、今後の恵那市の教育環境のあるべき姿を検討していただくよう提案するものである。

- 1 21世紀を生きる恵那市の子どもたちの教育環境について  
現状の把握 適正規模のあり方 そこから生まれる課題の明確化
- 2 恵那市全体を考えた中学校の適正規模のあり方について  
適正規模からみた恵那市の中学校のあるべき具体的姿

### 3 将来の恵那市の小学校教育のあり方について

将来の恵那市の小学校の具体的方向性

小規模教育検討委員会で広く議論進められ、多方面からの意見を集約する中で、上記の3点についてあるべき姿の方向の検討を願うものである。

平成20年10月28日

恵那市教育委員会 (公印略)

## 2 「小規模教育検討委員会」による検討経過

これまでに、下記のように10回の「小規模教育検討委員会」を開催し、依頼された3つの検討事項について審議を進めてきた。その内2回は、飯地小学校及び串原中学校（串原小学校）を訪問し、本市の小学校及び中学校における『へき地小規模校』の現状視察を行った。

また、委員からの強い要望から外部講師を招き、審議の方向性を示唆していただいた。

以下は、これまでの委員会の概要である。

- ・第1回委員会 平成20年10月28日（火） 会議棟大会議室  
委嘱書交付、組織づくり、検討事項伝達、委員会の進め方 等
- ・第2回委員会 平成20年11月25日（火） 会議棟大会議室  
恵那市の現状説明、検討事項1について審議
- ・第3回委員会 平成21年 1月15日（木） 岩村振興事務所大会議室  
検討事項1について審議
- ・第4回委員会 平成21年 2月24日（火） 飯地小学校  
現地視察 検討事項3について審議
- ・第5回委員会 平成21年 5月13日（水） 岩村振興事務所大会議室  
組織再編とこれまでの審議経過確認 検討事項3について審議 アンケート依頼
- ・第6回委員会 平成21年 6月22日（月） 岩村振興事務所大会議室  
小栗章正（恵那市元教育長）様の講話（検討事項1～3について審議方向性の示唆）
- ・第7回委員会 平成21年 7月14日（火） 串原中学校（串原小学校）  
現地視察 検討事項2について審議
- ・第8回委員会 平成21年 9月29日（火） 岩村振興事務所大会議室  
検討事項2について審議 「小規模教育検討委員会」報告書（案）の提示
- ・第9回委員会 平成21年10月28日（水） 岩村振興事務所大会議室  
「小規模教育検討委員会」報告書（案）の検討
- ・第10回委員会 平成21年11月17日（火） 岩村振興事務所中会議室  
「小規模教育検討委員会」報告書（修正案）の検討

【検討委員会議事録は、別添資料を参照】

### 3 「小規模教育検討委員会」での検討報告

#### 《検討事項1》について

## 2 1世紀を生きる恵那市の子どもたちの教育環境について

### (1) 現状把握 (2) 適正規模のあり方 (3) そこから生まれる課題

恵那市の学校教育の使命として「ふるさと恵那」への誇りと愛着を醸成し、恵那市の次代を担う青少年の育成を考えている。そのためには、今日の教育の目標ともなっている「生きる力」を子どもたちに着実に身につけさせていくことが必要である。このことは、「知・徳・体」の調和のとれた人間性豊かな子どもの育成、すなわち「学力や仲間に関わる力」を兼ね備えた子どもを育成していくことである。

学校教育の場においては、一人ひとりの個性を伸ばし、学ぶ意欲や興味関心の喚起、学び方の育成など、生涯学習の基礎となる学力の定着を図ることが大切である。また、仲間と関わることを通して、豊かな社会性を育むことも大切である。

これらを受けて、恵那市学校教育の方針を受けた学校づくりに努めなければならない。

#### 【恵那市学校教育の方針】

- ほほえみの生まれる学校を目指した規律と対話のある教育
- 一人一人の個性を生かし、確かな学力のつく授業
- 地域に根ざし、地域を生かした特色ある学校

以上の恵那市の学校教育の方針を実現するためには、児童生徒の豊かな人間性や自ら考える力などの確かな学力の育成を図るための指導・支援のあり方や授業改善はもとより、教育環境面の充実にも目を向ける必要がある。特に、今後の少子化に伴って生じる、21世紀を生きる恵那市の子どもたちの教育環境についての対策を講じることが重要な教育課題であると捉えた。

#### (1) 現状把握

このところの少子化の流れは、就学児童の減少や学級数の減少を生み、それに伴い教職員数の減少をも生み出している。特に、恵那市周辺部での小学校では複式学級が増加し、中学校では各教科の専門教員が不足するという事態が増えてきている。

そのために、豊かな社会性や人間関係を育むための学習集団を十分に組織することができない、専門性に裏付けられた授業が受けられないことなどが心配される。このことは、全国的に危惧されている、子どもたちの社会性の欠如や学力の低下問題にも影響を及ぼすものでもある。

恵那市の人口統計から明らかなように、この少子化の流れは、今後も長い将来にわたって続いていくことが予想されている。

(別紙資料参照【恵那市の児童生徒数の推移表】)

この状況の中で、「学力や仲間に関わる力」を兼ね備えた子どもを育むために、早急に教育環境面での対応をしていく必要がある。中でも、小学校・中学校における「学校適正規模」の検討は、最重要の教育課題である。

## (2) 適正規模のあり方

学校規模については、法制面から以下の規定がある。

『小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。  
(中学校についてもこの規則を準用)』

学校教育法施行規則第41条

すなわち、小学校では、各学年2学級～3学級、中学校では、各学年4学級～6学級で構成される規模が「標準の学校規模」となる。法制面からいえば、この「標準の学校規模」を下回る学校は、小規模校として位置づけられる。したがって、恵那市内にある小学校・中学校23校の多くは、小規模校に属することとなる。

恵那市内の小規模校においては、教職員、保護者、地域が力を合わせて、小規模校のデメリットを承知しつつ、小規模校でも乗り切れる学習方法と学習内容の創意工夫を見出して、教育成果を上げてきているのが実情である。その一方で、教育上の諸問題に加えて、児童生徒の教育活動維持のために保護者負担が大きく押し掛かっている面もある。

以下、恵那市の多くの学校が属する小規模校（学年単学級で、学級人数の少ない学校をイメージ）における、主なメリットとデメリットを以下のように捉えた。

### 【小規模校（学年単学級で学級人数の少ない学校）で考えられるメリットとデメリット】

	[ 小規模校のメリット ]	[ 小規模校のデメリット ]
<b>全体的な傾向</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰り返し練習する学習の場合など児童生徒一人ひとりに直接的な指導を行いやすい。縦割りグループの活動や異なった学年との交流が図りやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の多様な見方考え方や覇気や逞しさが育ちにくく、知的刺激が少ない。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動場や特別教室など、学校施設が余裕を持って使用できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動開設などに限りがあり、多種多様な興味や関心に応じにくい。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的自分のペースで学習活動に取り組める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団で行う学習活動などについて制約がしやすい。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会などの学校行事において、出場や発表の機会が多い。</li> <li>・小回りが効くため、他校や地域との交流等、機動性に富んだ教育活動ができる。</li> <li>・教師が児童生徒一人ひとりの顔色を見て健康状態を配慮しやすい。</li> <li>・全教職員が全校の児童生徒名を覚えやすいため、きめ細やかな指導ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会などの学校行事において全体的な盛り上がりには欠け、高学年に大きな負担がかかる。</li> <li>・学級対抗が無いなど、児童生徒が切磋琢磨する機会に恵まれにくい。</li> <li>・教員が単独で教材研究や指導方法について取り組む状況になりやすい。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教師間で指導方針などについて、共通理解や共通行動を図りやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人の教職員が多くの校務分掌を担当することになり、時間的にも、児童生徒へのかかわりの面にも支障をきたす恐れがある。</li> </ul>
施設の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校庭などでは一人の利用面積が広くなり、有効活用、突発的な事故が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の清掃や維持管理が行き届かなくなる。見届けられない空間ができる。</li> </ul>
保護者PTA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の場面も多くなり、一人ひとりの参加意識が高くなる。</li> <li>・必然的に、地域や保護者の支援を依頼する場面が多いため、地域ぐるみの教育が展開されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動に伴う保護者の役割分担や、一人あたりの経費負担が大きくなる。</li> <li>・地域行事や地域活動に要請されやすい。</li> </ul>
国語	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教師の見届けがよくでき、本読みや書き取りはよくできる。</li> <li>・授業での発表の機会が多くなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な人の考えを取り入れて「私はこう考える」という考えを深める学習ができにくい。</li> </ul>
算数数学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九九の練習など繰り返す学習では、個々の実態に即した指導ができ成果が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文章題では共同追究が重要だが、多様な考え方が出にくい。算数(数学)の得意な児童生徒に引っ張られる傾向がある。</li> </ul>
理科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別教室や実験器具が余裕を持って活用でき、一人ひとりが直接経験しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実験を行う班が少ないため実験のデータの予想や比較ができない。実験結果を元に共同追究することが難しい。</li> </ul>
社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教材教具や視聴覚資料など余裕を持って活用できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習班が少なく共同学習をしたり、他の班のとの発表比較する活動が少なくなる。</li> </ul>
図工美術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人作業や作品の制作は比較的集中してできる。指導がこまめにできる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間の作品を鑑賞することで、多様な表現があることに気づく機会が少ない。</li> </ul>
技術家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教材に余裕があるため、時間に余裕をもった学習展開ができる。</li> <li>・教師の指導支援が行き届きやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ活動やグループ間の比較などができにくいため、多様な考え方や作品が生まれにくい。</li> </ul>
保健体育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々への指導が行き届き、安全面が徹底しやすい。</li> <li>・個別指導が十分でき、個の実態に即した指導支援がしやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団種目はミニゲームとなり変則ルールで行ったり、男女共修で行うこととなる。</li> <li>・常に限られたチーム編成になり、集団性発達を学ぶ機会が少ない。</li> </ul>
音楽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンサンブル(少人数合奏)が効果的に練習できる。楽器、教材などが余裕を持って活用できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多人数の合奏や合唱を聴いて音のバランスや音色を比較することができにくい。</li> <li>・迫力のあるダイナミックな合唱ができにくい。お互いに聴きあう活動ができない。</li> </ul>
英語	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクランブル活動など、個別に教師やALTとの会話の機会が多くできる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・限られた人数内での交流になり、交流内容の多様性に限りがある。</li> </ul>

標準の学校規模が学級数で表されていることや教職員の設置が学級数によって示されていることから、学級数を中心にした適正規模についての検討を進め、次の2点から整理をした。

### 《学習集団の充実》

学校の存在意義の最も大きなこととして、集団学習による教育効果がある。すなわち、多くの個性がぶつかり合い切磋琢磨しながら、多面的なものの見方や考え方を交流しながら自己を高めていく場が学校である。また、学校生活内で生じる様々な問題に対して、お互い力を合わせて問題解決をする過程を経ることで仲間の素晴らしさを感じ、豊かな社会性や望ましい人間関係が育まれていくのが学校である。児童生徒は、生活の大半を学校で過ごしており、そのため学校における望ましい人間関係の醸成は大きな意味を持っている。

新年度に行われるクラス替えは、固定しがちな人間関係に変化を与え、個人の気持ちや学習環境の切り替えのチャンスにもなる。一方、小規模な学習集団には、物理的に実施したくてもできない学習活動が多くある。体育授業における集団種目や音楽授業での合唱など、活気や迫力は大集団になるほど大きく、相互に関わりあう中で質的に高まっていくものである。また、学校行事におけるプログラム量が豊富なほど、部活動の種類が多いほど、一人ひとりの個性や特性を伸ばすチャンスともなる。一定規模を満たしている学習集団であれば、創意工夫によって小規模集団の持つメリットに近づくことはできるが、逆の場合には限界がある。

したがって、一定規模を満たした学習集団を確保し学習環境を整備することが、子どもの学ぶ権利を保障すると共に、より質の高い学習を創り上げることにもなる。

以上の点を考慮すると、少なくとも学年で複数学級が編成できる学校規模が条件として考えられる。

### 《教育指導・学校運営の充実》

学校では一人ひとりの個性に応じて学習課題や学習方法を設定したり、複数の教職員によるチームティーチングや少人数指導により教育効果をあげたりする取り組み等がなされてきている。子どもの自己決定力を養い、興味関心に応じた学習を保障する上で、中学校での選択教科（新学習指導要領では縮小廃止）や部活動は重要な位置を占めている。しかしながら、小規模校では指導をする教職員が少なく、十分な選択枠が準備できないという大きな課題が生じている。

教職員の学校配置は学級数に応じて行われるが、中学校においては、1学年4学級以下になると、教科によっては、免許外教員あるいは非常勤講師で対応することになる。免許外教員が授業を担当することにも課題はあるが、更に非常勤講師の場合には時間的制約があり、時間割編成にも大きな影響を及ぼす。また、放課後などを活用した個別指導や校務分掌を担当することも難しくなり、教育活動に十分関われないという問題も派生してくる。

大規模校における同一学年、同一教科に複数の教職員がいることは、日々の教育実践や研究実践を進める上で発想がより豊かになり、相互研鑽が得られるなど、教職員の専門性や資質向上を図る上で大きな教育効果が期待できる。その一方で、小規模校では一人の教師がその学校の教科指導を支えると共に、一人で多く校務分掌を兼務することとなる。初任教師または若い教職員が一人で校務分掌を担当することにもなる。若い教職員には幅広い経験を積ませ成長を図るという前向きな考え方もあるが、先行き不透明な仕事に取り組む本人への精神的負担感は大きい。経験豊富な教職員と共に歩みながら、仕事を学んでいく過程は若い教職員を育てる上で、重要な方途でもある。

したがって、学校における学習指導及び学校運営の充実に向けた最低限の教職員数の確保が不可欠であるとする。

以上の点を考慮しつつ、恵那市の「小中学校の適正規模条件」を以下のように捉えた。

### 恵那市の「小中学校の適正規模条件」の基本

○小中学校ともに、1学年で複数の学級が編成される規模が望ましい

○中学校では、各教科担任が満たされる規模が望ましい

恵那市の適正規模としては上記の条件が望ましいが、地理的条件や地域性を考えた場合、その許容範囲として、小学校は学年単学級規模、中学校は学年複数学級規模を考える。

今後、小学校において完全複式学級の学校規模が予想された場合、中学校では全学年で単学級の学校規模が予想された場合、中でも小学校、中学校ともに全校児童生徒数が50名以下になることが予想される場合には、保護者・地域・学校・行政の4者が協力し合って協議会を立ち上げ、統合問題を含めた具体的な動きづくりをする必要がある。

### (3) そこから生まれる課題

「学校の適正規模化」への取り組みを進めていくと、「学校統合問題」に直面する。

この問題の方向性としては、“児童生徒数と教職員数が少なくなる”ことをどのように捉えるかである。前述したように「学校の適正規模＝標準の学校規模」は法的に決められており、今後の学校教育のあり方を考えた時、適正規模に満たない学校では、次のような選択が求められる。

- ① 教育方法や教育内容の創意工夫をしながら、小規模状況を乗り切る
- ② ①ができない状況となれば、近隣校と統合をして学校規模を大きくする

いずれにせよ、恵那市における「学校の適正規模化」の問題は、「学校統合問題」を前提に、今後に向けて、どこかで明確にしていかななくてはならない喫緊の課題である。

そこで、本委員会では、対象地域における「学校の適正規模化」を推進する上で「学校統合問題」が協議されることになった場合には、以下の点を十分考慮していくことを強く希望する。

- 学校統合問題は、保護者・学校・地域・行政の4者の合意を得ながら慎重な手続きの下で、大人の誇りや地域の閉鎖意識だけに拘るのではなく、そこで学習する子どもたちのことを第一に考えた議論となるように留意すること。
- 学校統合にあたっては、各学校の創立以来の学校文化や伝統（校風）を継承しつつ、新たな学校づくりの視点を持ち、子どもたちの母校への愛着と誇りを高めるように配慮すること。
- 教職員は学校統合問題を前向きに捉え、新たな特色ある学校づくりに向け、教育課程の編成、学校行事の再編を行うとともに、教職員自身の資質向上に努めること。
- 学校統合による子どもたちの通学時間や通学方法の変更について、行政側は保護者の理解が得られるように適切に対処すること。
- 学校跡地活用については、『恵那市の総合計画』に基づき、地域コミュニティの拠点として有効活用できるように総合的に判断すること。

## 恵那市全体を考えた中学校の適正規模のあり方について

### ・適正規模からみた恵那市の中学校のあるべき具体的姿

本委員会での結論として、「中学校については、各教科担任が満たされる学校規模にすることが望ましい」とした。前述した法制面からいえば、中学校では、各学年4学級～6学級で構成される規模が「標準の学校規模」となる。この学校規模となれば、各教科担任が満たされる学校となる。

今後に向けては、恵那市の「小中学校の適正規模条件」の基本に照らして、「学校の適正規模化」を推進していく必要がある。

つまり、「学校統合」を視野に入れた地域協議を早期に進めていくことが望ましいと判断した。

#### ◇旧恵南地域の5中学校（岩邑中、山岡中、明智中、上矢作中、串原中）について

以下は、今後10年間の生徒数、それに伴う通常の学級数の変遷予想である。

（※特別支援学級は加配のため、平成25年度予想、平成30年度予想のため明記せず）

平成20年度						平成25年度予想						平成30年度予想					
<b>岩邑中学校</b>																	
	1	2	3	特	全		1	2	3	特	全		1	2	3	特	全
生徒数	54	46	55	2	157	生徒数	47	58	51	4	160	生徒数	54	33	38		125
学級数	2	2	2	1	7	学級数	2	2	2		6	学級数	2	1	1		4
<b>山岡中学校</b>																	
	1	2	3	特	全		1	2	3	特	全		1	2	3	特	全
生徒数	60	50	42	3	155	生徒数	36	52	40	5	133	生徒数	27	31	31		89
学級数	2	2	2	2	8	学級数	1	2	1		4	学級数	1	1	1		3
<b>明智中学校</b>																	
	1	2	3	特	全		1	2	3	特	全		1	2	3	特	全
生徒数	56	56	65	2	179	生徒数	56	53	47	3	159	生徒数	35	44	34		113
学級数	2	2	2	1	7	学級数	2	2	2		6	学級数	1	2	1		4
<b>串原中学校</b>																	
	1	2	3	特	全		1	2	3	特	全		1	2	3	特	全
生徒数	8	5	9		22	生徒数	3	6	7		16	生徒数	6	4	5		15
学級数	1	1	1		3	学級数	1	1	1		3	学級数	1	1	1		3
<b>上矢作中学校</b>																	
	1	2	3	特	全		1	2	3	特	全		1	2	3	特	全
生徒数	17	23	23		63	生徒数	12	14	20	1	47	生徒数	14	12	15		41
学級数	1	1	1		3	学級数	1	1	1		3	学級数	1	1	1		3

この旧恵南地域にある5つの中学校については、前掲表のように、いずれの学校も各教科担任が満たされる学校規模ではなくなる。合わせて、生徒減（平成30年度予想）から多くの学校が学年単学級規模となっていく。そのため、そこに生活する生徒たちにより充実した教育環境を提供するためには、学校規模を大きくすることが望ましい。ただし、学校規模を大きくする（学校統合を推進する）動きの中で、生徒たちの通学する上での精神的な負担感、保護者の経済的な負担感、地域の願いを配慮していく必要がある。

本委員会では、今後の恵那市財政状況も含めて総合的に判断するに、以下のように旧恵南地域の「学校の適正規模化」を推進していくことが望ましいと考えた。

**○今後の恵南地域5中学校の方向性については、5校を統合し、新しいコンセプトを持った統合中学校1校を新設する。**

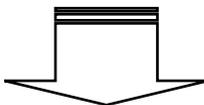
地域の住民感情、恵那市の財政状況等の現状認識からすれば、この案を推進していくことは多くの困難な課題が予想される。しかし、この地域の将来を見据え、今後の少子化の流れに左右されない十分な学校規模のある1中学校にすることこそが、ここで生活する生徒たちにより充実した教育環境を提供することとなる。この統合校は、平成30年度予想の恵那西中学校と同等の学校規模となり、教職員数も確保でき、生徒たちは専門教科担任による質の高い授業を受けることが可能となる。

なお、新設される統合校については、恵那北中学校での範にもあるように、地域や時代のニーズに応える新しいコンセプトを持った、生徒や保護者に夢を与える学校づくりを望みたい。

参考までに、旧恵南地域の5中学校が1校に統合した場合、以下の学校規模となる。

**【平成30年度学校規模の予想】**

《旧恵南地域5校の学校規模》	
・岩邑中学校は、	生徒数125名、学級数4学級、教諭数7名（校長・教頭を除く）
・山岡中学校は、	生徒数89名、学級数3学級、教諭数6名（校長・教頭を除く）
・明智中学校は、	生徒数113名、学級数4学級、教諭数7名（校長・教頭を除く）
・串原中学校は、	生徒数15名、学級数3学級、教諭数6名（校長・教頭を除く）
・上矢作中学校は、	生徒数41名、学級数3学級、教諭数6名（校長・教頭を除く）



《旧恵南地域5校が統合した学校規模》	
・統合中学校	生徒数383名、学級数12学級、教諭数18名（校長・教頭を除く）

様々な要因から本委員会が提案する方向性が困難と予想された場合には、生徒たちの社会性を育み学習環境を充実させるという視点から、全校生徒が50名以下となる学校への早期対応が求められる。

具体的には、平成30年度予想としての串原中学校（17名）、上矢作中学校（39名）への対応である。1つの対応案ではあるが、上矢作中学校と岩邑中学校、串原中学校と明智中学校とを統合させ、1学年複数学級となる学校規模とすることも臨時的な措置として検討する必要がある。

**【平成30年度学校規模予想】**

- ・岩邑／上矢作中学校は、生徒数166名、学級数6学級、教諭数9名（校長・教頭を除く）
- ・明智／串原中学校は、生徒数128名、学級数6学級、教諭数9名（校長・教頭を除く）
- ・山岡中学校は、生徒数89名、学級数3学級、教諭数6名（校長・教頭を除く）

◇旧恵那地域の3中学校（恵那西中、恵那東中、恵那北中）について

以下は、今後10年間の生徒数と、それに伴う通常の学級数の変遷予想である。

（※特別支援学級は加配のため、平成25年度予想、平成30年度予想のため明記せず）

平成20年度						平成25年度予想						平成30年度予想					
<b>恵那西中学校</b>																	
	1	2	3	特	全		1	2	3	特	全		1	2	3	特	全
生徒	145	170	152	2	469	生徒	131	156	137	5	429	生徒	114	126	130		370
学級	4	5	4	2	15	学級	4	4	4		12	学級	3	4	4		11
<b>恵那東中学校</b>																	
	1	2	3	特	全		1	2	3	特	全		1	2	3	特	全
生徒	154	162	121	4	441	生徒	162	154	145	9	470	生徒	144	156	177		477
学級	4	5	4	2	15	学級	5	4	4		13	学級	4	4	5		13
<b>恵那北中学校</b>																	
	1	2	3	特	全		1	2	3	特	全		1	2	3	特	全
生徒	31	44	36	1	112	生徒	26	35	28		89	生徒	24	28	32		84
学級	1	2	1	1	5	学級	1	1	1		3	学級	1	1	1		3

◇恵那西中学校、恵那東中学校について

**【平成30年度学校規模予想】**

- ・恵那西中学校は、生徒数391名、学級数11学級、教諭数17名（校長・教頭を除く）
- ・恵那東中学校は、生徒数480名、学級数13学級、教諭数19名（校長・教頭を除く）

恵那西、恵那東中学校については、前述の恵那市の「小中学校の適正規模条件」の基本を満たしている。ただ、時代の流れ、人の流れと共に、やや煩雑となってきた恵那市街地の学校区の見直しを図る必要がある。

◇恵那北中学校について

**【平成30年度学校規模予想】**

- ・恵那北中学校は、生徒数74名、学級数3学級、教諭数6名（校長・教頭を除く）

これは、平成30年度予想の山岡中学校と同等の学校規模であり、前述の恵那市の「小中学校の適正規模条件」の基本を満たしていない。そのため、「学校の適正規模化」を推進していく対象校ともなる。ただ、この恵那北中学校は、平成9年4月に統合（飯地中学校・中野方中学校・笠置中学校の3校による統合）し、新しいコンセプトを持った地域に根づいた学校づくりをしてきた経緯もあり、当面は現況を維持していく方向が望ましい。